

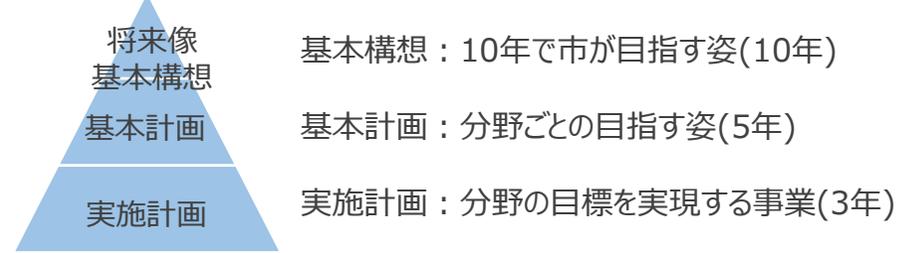
前回の決定事項

第3次総合計画の策定
計画期間：10年
構造：三層構造
位置づけ：市の最上位計画

今回の事項

総合計画の構成
推進体制
全体スケジュール

<三層構造イメージ>



第2次総合計画

- 三層構造により、市の目指す姿から事務事業(実施計画)までのつながりは示しているものの、以下のような課題から、形骸化している。
  - ・KPIを設定できておらず、評価が困難
  - ・評価が困難なことから、事業の新陳代謝が出来ていない
- 総合計画があるにも関わらず、重複した内容が関連計画に記載され、同じ作業をタイミングを変えて行っている。
- 「基本構想」の策定義務廃止後、かつ合併後初めての総合計画策定のタイミング  
 将来像：市民・職員・関連団体などの意見を取り入れながら、審議会を経て作成  
 基本構想、基本計画：審議会を経て作成

第3次総合計画

⇒事業評価→事業改廃、新規事業立案 の好循環を生み出すべく、**評価と柔軟性**の視点を取り入れる。

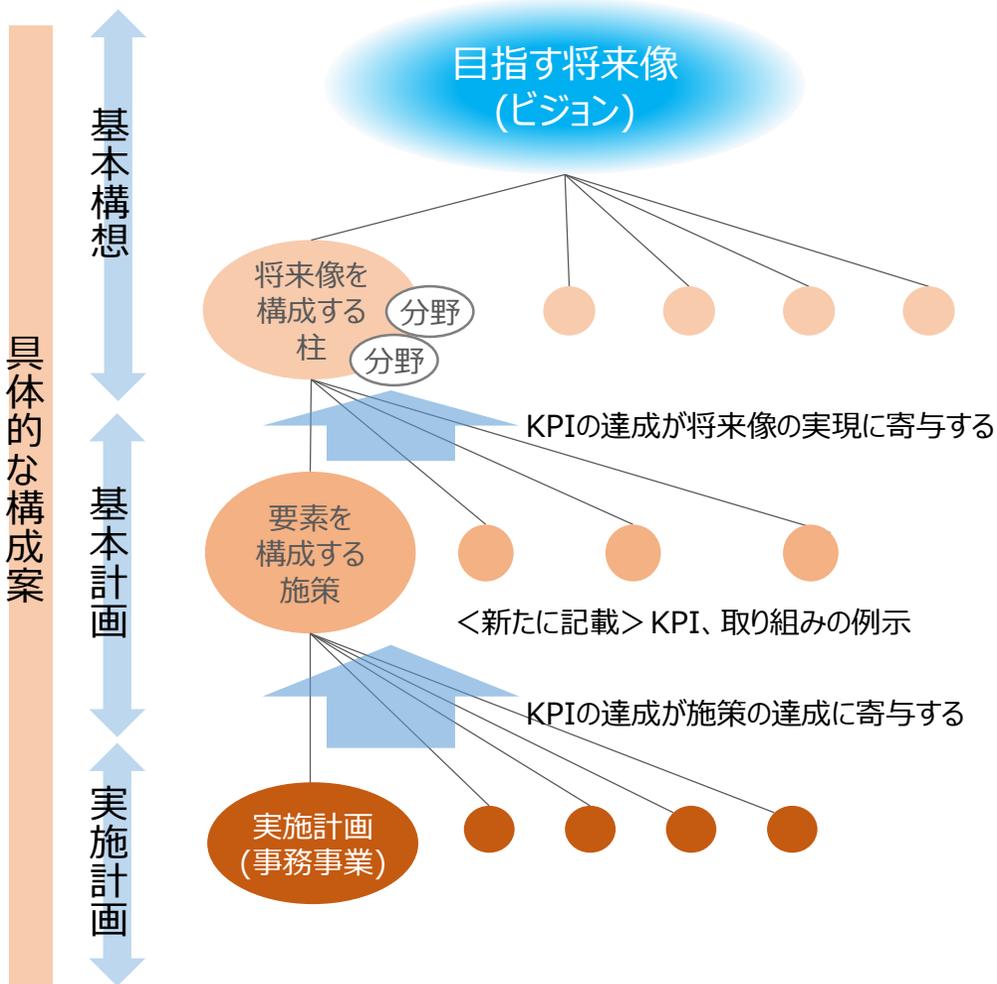
- 評価** ・各段階で適切なKPIを設定
- ・各事業が将来像に向けた上位KPIに寄与しているか評価
- 柔軟性** ・評価により、毎年、事業改廃、新規事業立案
- ※評価手法の確立にあたっては、EBPM・ロジックモデルを導入する。

⇒担当部署と協議し、できるだけ総合計画に統合することで職員の総合計画に対する意識づけと業務負荷を減らす  
 ※各種計画をなくすことが目的ではない

⇒多くの意見を取り入れながら、より具体的な将来像を設定  
 将来像：市民等の意見を取り入れ、審議会を経て決定  
 基本構想：審議会を経て決定  
 基本計画：将来像・基本構想を踏まえ職員で作成

策定についての課題と狙い

# 第3次総合計画の構成・役割と手順について



- 目指す将来像、基本構想(柱と分野)  
市民意見と基礎データを収集し、審議会を経て決定する。

- 基本計画(施策と各種計画)  
職員の策定委員会を設置、将来像、基本構想を踏まえ策定する。  
各種関連計画は策定委員会で整理。

各施策にKPIを設定し、実施計画のKPIと連動させる。

- 事務事業  
策定委員会にて既存事業を見直し、施策に紐づける。

総合計画には構成として記載するが、事務事業の記載はしない。  
KPIの更新も可能⇒評価による事業の見直し、柔軟性の向上

策定委員会については別スライドにて説明

# 第2次総合計画との比較について：基本計画

## 子どもの健やかな成長

### SDGsのゴール



### 施策概要

このページは、子ども<sup>①</sup>の健やかな成長に向けた取組みを掲載しています。

これからの時代を生き抜く力を子どもに育むには、様々な人と関わり、様々な体験を重ねていく必要があります。

宗像市子ども基本条例<sup>②</sup>に規定する子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを市民協働により推進します。

### 前期の主な取組み

○地域との協働による放課後子ども教室（放課後学習支援、体験活動の場）を開設しました。また、吉武小学校学童保育所、赤間小学校（第1・2・3）学童保育所の管理運営について、コミュニティ運営協議会を指定管理者に指定し、「地域の子どもは地域で育てる」理念を共有し、放課後児童健全育成事業を適切に実施しました。

○地域における「子どもの居場所づくり」を推進するため、コミュニティ運営協議会に委託することで、子どもと地域の人の交流、体験活動の機会を提供しました。

○子どもの権利相談室を拠点に、子どもの権利救済・回復活動を行いました。また、市立学校における授業や、市民向け講演会などとして、宗像市子ども基本条例（子どもの権利）の周知、啓発を行いました。

### 施策区分とその現状・課題

#### 家庭や地域の教育力の向上

情報化社会・少子高齢化社会のなかで地域社会のつながりや支え合いの希薄化などによる地域社会の教育力の低下や、子育て家庭の社会的孤立が指摘されています。  
家庭や地域社会の教育力向上を図る必要があります。

関連するSDGsのゴール：1,3,4

#### 子どもの体験と交流の充実

都市化、情報化社会、少子化社会が進行し、子どもが地域で自然体験、社会体験する機会が失われてきています。また、異年齢交流や地域の様々な人と交流する機会も減少してきています。子どもたちが今後の社会を生き抜く力を育むために、子どもの自然体験、豊かな遊びを保障する必要があります。

関連するSDGsのゴール：4,10

#### 子どもの権利保障

宗像市子ども基本条例を施行し、子どもに対する虐待、いじめ、不登校などの防止、改善に向けた取組みを進めています。

また、子どもの権利救済機関を設置し、子どもの権利を守ることに努めています。

今後も引き続き、子どもが安心して生きることができるよう家庭環境、社会環境を保障していく必要があります。

関連するSDGsのゴール：3,4,5,10



正助さんの寺子屋

子どもまつり



### 取組方針

家庭教育<sup>③</sup>は全ての教育の出発点であり、家庭教育力向上のため、親の学び、育ち及び繋がりを支援します。  
学校、家庭、地域、市民活動団体などが協働し、まち全体で子どもの健やかな成長を支えていくことができるよう調整を図ります。

地域において子ども同士が遊びなどの体験をとおし、豊かに成長できるよう安全安心な居場所づくりを行います。また、子どもの意見表明・社会参加の権利などを保障する事業を展開します。  
また、多様な体験の場を提供する過程で、キャリア教育<sup>④</sup>を実施します。

家庭、地域、関係機関に対し、子どもの権利をはじめとした子ども基本条例の普及、啓発に継続して取り組んでいきます。

むなかた子どもの権利相談室（ハッピークローバー）の子ども専用フリーダイヤルなどとおして、権利侵害を受けている子どもを早期に発見し、救済、回復、理解に向けた効果的な支援を行います。

#### 戦略的取組

##### ○協働

・地域、市民活動団体などと協働し、放課後などの子どもの居場所づくりに取り組み、様々な体験と交流を創出します。

### 主な取組事業

・PTAなどによる家庭教育学級<sup>⑤</sup>開設の支援  
・地域が担う放課後児童健全育成事業の支援  
・放課後子ども教室（寺子屋）の推進

・プレーパーク<sup>⑥</sup>の地域での実施  
・各種団体による体験活動の支援  
・宗像市子ども基本条例に基づく子どもにやさしいまちづくりの推進  
・キャリア教育の実施

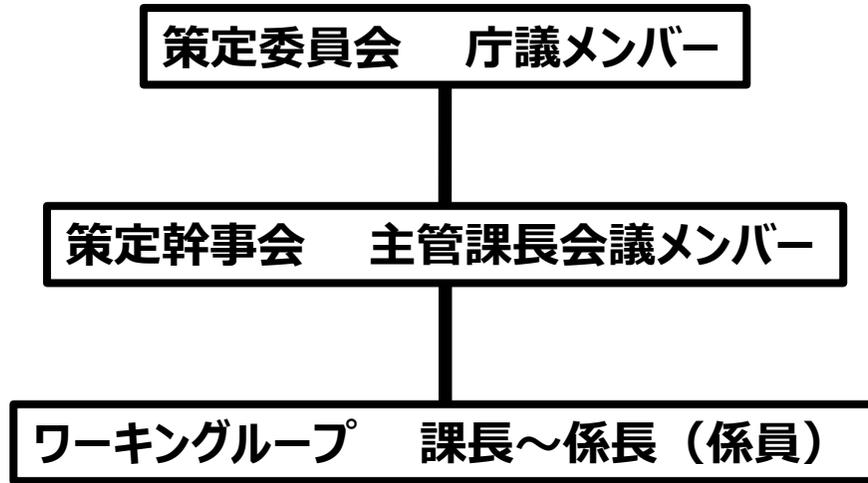
・宗像市子ども基本条例の周知啓発  
・子どもの権利救済機関の周知と運用

##### ○都市ブランド

・宗像市子ども基本条例に基づき、社会全体で子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を保障するまちづくりを推進します。



# 第3次総合計画の策定委員会について

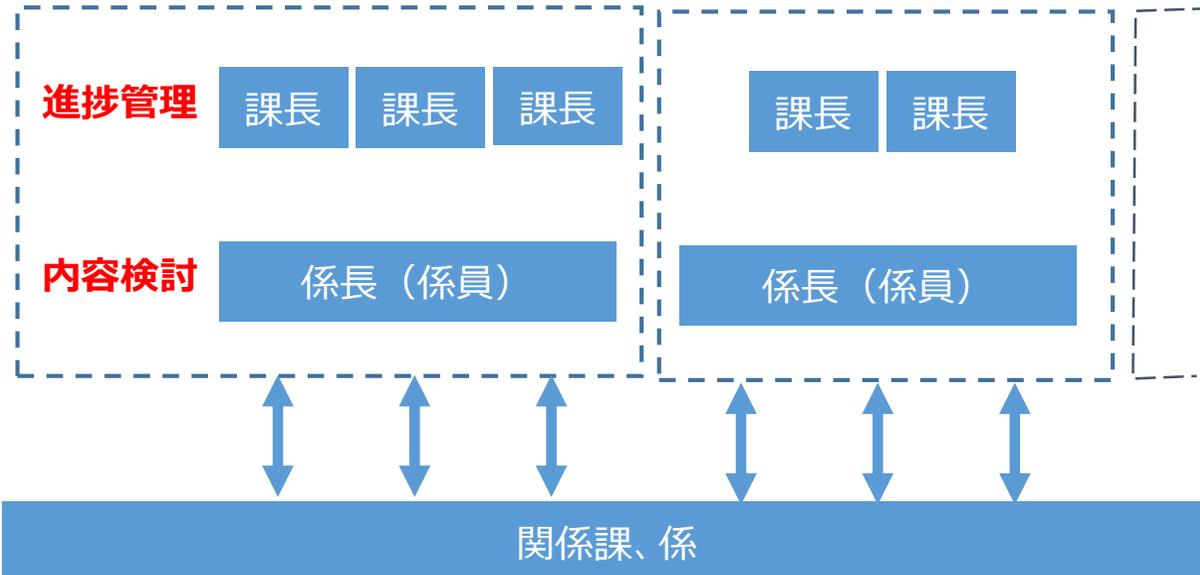


計画全般に関すること

部内とりまとめ、全体調整に関すること

柱毎の内容検討

ワーキンググループイメージ



柱は5テーマ程度を想定  
※審議会で諮り、決定

1つの柱には2～3つほどの部を単位とした分野を設定し、分野ごとに**KPIをもった施策**を策定していく。

1 ワーキンググループは5～6名で構成

